

障害者支援施設の入所定員の拡大を求める意見書

川崎市では、障害者数に対する障害者支援施設の入所定員数が、国の統計を基礎として算定すると全国平均の約3分の1にとどまるなど極端に少ない状況が続いており、また、平成25年度の市の調査によると、障害者支援施設への入所を希望しても入所できない待機者数は、230人近くに上っている。

このような状況に加え、障害者の生活場面に目を向けると、自身の高齢化や強度行動障害等の障害特性、障害者の家族の高齢化等により、在宅又はグループホームで生活を営んでいくことが困難な障害者は少なくないことから、障害者支援施設の整備が強く求められている。

障害者支援施設の指定については、平成24年4月に都道府県から政令指定都市及び中核市に権限移譲されたところであるが、障害者総合支援法の規定により指定に際しては都道府県知事の同意を得ることとされている上に、県内の障害者支援施設の入所定員の総数は、都道府県の障害福祉計画で定めることとされている。

こうした中、現在定められている県内の入所定員の総数の下では、都市部の実体を踏まえた施設の指定が事実上できない状況となっている。

よって、県におかれては、平成27年度から平成29年度までの実施計画となる第4期障害福祉計画の策定に当たっては、県内の入所定員の総数について、本市における障害者支援施設の実態を踏まえて拡大されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月19日

議会議長名

神奈川県知事 宛て